

森ノ上町会規約

(名称及び構成)

第1条 本会の名称は「昭島市森ノ上町会」と称し、会員は森ノ上町会内に居住する者で構成し、その事務所を会長宅に置く。

(目的)

第2条 本会は居住者相互の自治精神と隣人愛の精神により、福祉増進、消防、防犯、交通周辺環境に対する相互扶助と親睦をはかり、文化的地域社会の建設を目的とする。

第3条 本会は一切の政治活動に関与してはならない。

(事業)

第4条 本会は目的達成のため次のことを行う。

1. 防犯、防災、交通安全、スポーツ、社会教育、共同募金、に関する
こと
2. 日吉神社例大祭に関する行事（奉賛会と協力）
3. その他目的達成のために必要な事業
4. 会員の慶弔に関すること（慶弔規定は別に定める）

第5条 本会は次の本部役員をおく。

会 長 1名
副会長 若干名
書 記 2名
会 計 2名

第6条 前条本部役員のほか本会目的達成のため各班に理事（班）、副理事、幹事（組）をおき組織構成する。副理事は前年度理事が就任する。

第7条 日吉神社祭礼行事の執行は、奉賛会及び町会役員が連携して行う。

第8条 本部役員は次の職務を行う。

1. 会長はこの会を代表し、会務総括を行う。
2. 副会長は会長を補佐し会長事故ある時は会長の職務を代行する。
3. 書記は会務を記録し、各機関に報告する。
4. 会計は本会の予算、出納、財産を管理する。

第9条 理事および幹事は次の職務を行う。

1. 理事は各班を代表し、幹事と協力して会務を分掌する。
2. 副理事は理事を補佐し、町会催事に協力する。
3. 幹事は組を代表し、会員を掌握し目的達成のため努める。

(任期)

第10条 本会の本部役員の任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。

第11条 理事、及び幹事の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。

第12条 本会役員の任期は次期総会までとする。

(顧問)

第13条 顧問は本部役員会において推薦し総会で決定することができる。

(推薦委員会)

第14条 本部役員改選時の推薦委員会は理事、副理事で構成する。

推薦委員会は町会員より会長、副会長、書記、会計を選出し、総会において報告し承認を得る。

(総会)

第15条 1. 本会の総会は、毎年4月に招集し、臨時総会は必要ある場合随時会長が招集することができる。

2. 総会の議長は、出席会員の互選により選出しその任にあたる。

第16条 1. 総会の成立は、会員の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。

2. 議事は出席会員の過半数の賛成をもってこれを決するものとする。ただし、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

(会計)

第17条 本会の会計は別に定める「森ノ上町会会計規則」により行うものとする。

第18条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、3月31日をもって終わる。

付則 この規約は平成19年4月1日より施行する。